

令和 8 年度地域活力支援事業募集要項

1 目的

世界農業遺産に認定された国東半島宇佐地域に受け継がれている農耕に関する郷土の貴重な文化的財産である民俗芸能や祭り等（以下「伝統芸能等」という。）の保存や継承（以下「農耕文化継承」という。）又は世界農業遺産に関連する地域の自主的な取組（以下「提案型地域活動」という。）に係る事業（宗教活動又は政治活動と認められる事業を除く。）（以下「地域活力支援事業」という。）を公募、審査・採択し、補助金を交付する。

2 概要

（１） 事業名：令和 8 年度地域活力支援事業

（２） 事業内容：農耕文化継承又は提案型地域活動に係る事業

ア 農耕文化継承の事業例

- ・ 農耕に関する伝統芸能等の実施に必要な備品の購入・修繕
- ・ 農耕に関する伝統芸能等の P R ・ 保存に関わる印刷物・映像の作成
- ・ 農耕に関する伝統芸能等を準備、実施するためのボランティア組織づくりなど

イ 提案型地域活動の事業例

- ・ ウォーキングコースの開発
- ・ 観光周遊コースの開発
- ・ 特産品を使った商品開発や販売促進
- ・ 特産品の販路拡大のための商談会出展
- ・ 誘客のための農業遺産 P R イベントの実施
- ・ 農業体験プログラムの開発
- ・ 生物多様性保全のための事業の開発

など

（３） 事業選定方法：（２）に係る提案を公募、審査のうえ採択し、助成

（４） その他：本事業の実施は、大分県議会令和 8 年第 1 回定例会における令和 8 年度一般会計当初予算の成立を条件とする。

3 申請資格

（１） 世界農業遺産ブランド推進事業補助金交付要綱（以下「要綱」という。）別表に定める事業実施主体は、豊後高田市、杵築市、宇佐市、国東市、姫島村及び日出町（以下「認定市町村」という。）に活動拠点のある団体で、それぞれ次のとおりとする。

ア 農耕文化継承

(ア) 伝統芸能保存会（農耕に係る伝統芸能等の保存や継承を主たる目的としている団体）

(イ) その他国東半島宇佐地域世界農業遺産推進協議会長（以下「会長」という。）が特に認める団体

イ 提案型地域活動

(ア) 地域づくりを主たる目的とする団体（法人格の有無は問わない）

(イ) 観光振興を主たる目的とする団体（法人格の有無は問わない）

(ウ) 企業（個人経営は除く）

(エ) その他会長が特に認める団体

(2) ただし、個人及び次のいずれかに該当する団体は対象としない。

ア 地方公共団体

イ 宗教活動を主たる目的とする団体

ウ 政治活動を主たる目的とする団体

エ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）若しくは暴力団員と密接な関係を持つ団体等

4 金額（補助金額）

(1) 要綱別表に定める1事業実施主体の1事業あたりの補助金額は以下のとおりとする。

ア 農耕文化継承 40万円以内

イ 提案型地域活動 40万円以内（ただし、営利目的と認められる事業内容の場合は2分の1以内）

(2) 支払は精算払いを原則とする。ただし、会長が必要と認める場合は、概算払いの方法により交付することができる。

5 期間（補助期間）

補助金交付決定日～令和9年3月31日

6 対象経費（補助対象経費）

「4 金額（補助金額）」の対象経費は、地域活力支援事業の実施に要するもので次に掲げる経費とする。なお、事業実施主体において毎年必要となる経費、維持経費及び人件費は補助金の対象外とする。また、イベントの参加者などから徴収する負担金等がある場合は、それらを除いた額を補助の対象とする。

区 分	経 費
1 報償費	指導や助言を受ける専門家や協力者に対する謝金等
2 旅費	専門家や協力者に支払う旅費、視察や調査研究に必要な旅費等
3 需用費	専門家に支払う昼食代、パンフレット等印刷製本費、資料印刷費、文具等消耗品購入費、事業実施に必要な燃料費や光熱水費、資材の購入に要する経費（当該年度内に使用するものに限り、売上げ等によって回収されるものは対象外）等
4 役務費	資材運搬費、傷害保険料、宣伝広告費、検査料、通信費等
5 委託料	映像編集委託費、ホームページ作成委託費等
6 使用料及び賃借料	会場借上料、車両借上料等
7 工事請負費	（農耕文化継承の例） 伝統芸能等と密接に関わる備品等の修繕等 （提案型地域活動の例） 看板等の製作設置費（施設整備費や用地取得費は対象外）等
8 備品購入費	（農耕文化継承の例） 伝統芸能等の衣装や楽器などの購入費等 （提案型地域活動の例） 事業や調査研究に必要な備品で、以下のすべてを満たすもの ・リースが不可能なもの又はリースが可能だが購入したほうが安価なもの ・補助額の過半を占めない少額のもの ※汎用性があり補助事業以外で利用できる備品は対象外。 対象外の例：パソコンその他周辺機器、家電、農機具など （対象か否か不明な場合は事務局へお問い合わせください。）

7 スケジュール

- (1) 募集締切 令和8年3月31日（火）午後5時（必着）
- (2) 書類審査 令和8年4月上旬
- (3) 審査委員会の開催 令和8年5月上旬
- (4) 採択決定通知 令和8年5月下旬

8 申請書類

地域活力支援事業を申請する事業実施主体（以下「申請団体」という。）は、次に掲

げる書類を事業の主たる実施場所又は活動拠点のある認定市町村を通じ会長に提出するものとする。

次に掲げる書類を各2部(両方とも正)提出すること。

- (1) 誓約書(別紙)
- (2) 地域活力支援事業申請書(第1号様式)
- (3) 事業計画書(第2号様式)(農耕文化継承については(その2)を提出すること)
- (4) 収支予算書(第3号様式)
- (5) 予算書の積算根拠がわかる資料(見積書等の写し)
- (6) 申請団体の組織概要や活動目的がわかる書類(定款、規約、パンフレット等)
- (7) 申請団体が行う事業の概要が分かる書類(チラシ等)
- (8) 申請団体の資産及び負債に関する書類(直近の決算書、貸借対照表等)
- (9) 現在の状況が分かる書類又は写真(農耕に係る伝統芸能等保全継承につながる事業のうち備品の購入及び修繕の場合のみ)
- (10) 当該事業の実施について許可の旨を明記した国、県又は認定市町村の意見書(指定文化財と関連がある場合かつ備品の修繕の場合のみ)
- (11) その他会長が必要と認める書類

※なお、応募に要する経費は、応募者の負担とし、提出されたすべての書類は、返却しない。

9 申請方法

「8 申請書類」を「『令和8年度地域活力支援事業』提案書在中」と明記した封筒に入れ、持参又は郵送により活動拠点のある下記のいずれかの認定市町村に提出すること。

[持参・郵送先]

市町村	担当課	郵便番号	住所
豊後高田市	農業振興課	879-0692	豊後高田市是永町 39 番地 3
杵築市	農林水産課	873-0001	杵築市大字杵築 377 番地 1
宇佐市	観光・ブランド課	879-0492	宇佐市大字上田 1030 番地の 1
国東市	農政課	873-0503	国東市国東町鶴川 149 番地
姫島村	企画振興課	872-1501	東国東郡姫島村 1630 番地の 1
日出町	農林水産課	879-1592	速見郡日出町 2974 番地の 1

10 審査方法

(1) 書類審査

各認定市町村で申請書類の内容等(申請書類の不備、申請資格の適否等)を審査

する。

(2) 内容審査

申請書類の内容について、次に掲げる「審査基準」の各項目を総合的に勘案し審査を行い、採択の可否を決定する。なお、審査の実施にあたり、必要に応じて、申請団体に対し、説明（プレゼンテーション）や追加資料の提出を求める場合がある。

審査基準	審査項目
農耕文化継承	伝統芸能等と農耕との関連度
	伝統芸能等の重要度
	伝統芸能等と事業の関連度
	事業の緊急度
	保存活動の自立度及び継続度
提案型地域活動	世界農業遺産と事業の関連度
	事業の優位度
	事業継続の期待度
	事業効果の期待度
	申請団体の自立度
	※世界農業遺産の認知度向上に資する取り組みについては加点措置を講じる

(3) 審査結果報告

各認定市町村は内容審査を行った申請団体の一覧表を作成し、審査結果とともに会長に提出する。

(4) 審査結果通知

審査結果は採択通知書で通知する。

11 助成

(1) 会長は、審査した事業（以下「当該事業」という。）について、その経費の精査を行った上、予算の範囲内で補助額（内示額）を決定する。なお、補助金の適正な交付等を行うために、当該事業に修正を加え、又は条件を付すことがある。また、当該事業に対し、他の機関・団体から補助等を重複して受けることはできない。

(2) 採択された申請団体は当該事業を実施するに当たり、要綱に基づく補助金交付申請書を提出する必要がある。

なお、この補助金交付申請書を提出するに当たっては、事業実施主体について、当該補助金に係る消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）仕入控除

税額（補助対象経費に含まれる消費税等相当額のうち、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）に規定する仕入に係る消費税等額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。）がある場合は、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかでない場合は、この限りでない。

（３） （２）ただし書きの規定により補助金の交付申請をした場合は、要綱に基づく実績報告書の提出時に、当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかになったときは、これを補助金額から減額して報告すること。

（４） （２）ただし書きの規定により補助金の交付申請をした場合は、要綱に基づく補助金の額の確定通知を受けた後において、消費税等の申告により当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定したときは、その金額（前号の規定により減額した場合は、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を補助金に係る消費税等仕入控除税額確定報告書（要綱第 5 号様式）により速やかに知事に報告するとともに、当該金額を返還すること。

12 活用

採択された当該事業については、国東半島宇佐地域世界農業遺産推進協議会ホームページ等で公開するほか、様々な場で紹介する場合があるものとする。

13 広報

当該事業で整備する施設、備品等又は実施するイベント等ソフト事業のポスター、チラシ、看板等に、地域活力支援事業の広報表示を行うものとする。

記載例：「この備品（チラシなど）は、国東半島宇佐地域世界農業遺産推進協議会の令和 8 年度地域活力支援事業による助成を受けて購入（制作など）しています」

※なお、前記の広報表示は、10 審査基準（2）の審査項目にある「世界農業遺産の認知度向上に資する取り組み」に係る加点措置に該当しないものとして取り扱う。

14 問合せ先

国東半島宇佐地域世界農業遺産推進協議会事務局
（大分県農林水産部地域農業振興課内）

住 所：〒870－8501 大分県大分市大手町 3－1－1

電 話：097－506－3525

メール：oitagiahs@gmail.com